

福岡県知事が指定する地域における規制基準 [最終改正] 令和4年9月6日 福岡県告示第820号

時間の区分		午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで及び 午後7時から午後11時まで	午後11時から 翌日の午前6時まで
区域の区分	第1種区域	50 d B以下	45 d B以下	45 d B以下
	第2種区域	60 d B以下	50 d B以下	50 d B以下
	第3種区域	65 d B以下	65 d B以下	55 d B以下
	第4種区域	70 d B以下	70 d B以下	65 d B以下